

※検討・審査中であり、今後変更が生じ得る。

公益信託に関する法律案（仮称）の【イメージ】

令和 5 年 11 月 30 日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室
法務省民事局参事官室

1. 公益信託の意義

- 公益事務を行うことのみを目的とする受益者の定めのない信託であって、本法案によりするものを公益信託とする。
- 不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として本法案の別表各号に掲げる事務を公益事務とする。

2. 公益信託の要件及び効力等

- 公益信託は、信託契約又は遺言による方法のみによりするものとし、公益信託の信託行為には、公益信託の名称、信託管理人及び帰属権利者となるべき者を指定する定め等を定めなければならないものとする。
- 公益信託は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。

3. 主務官庁による許可・監督制の廃止と行政庁による認可・監督制の創設

- 主務官庁による許可・監督制を廃止し、内閣総理大臣又は都道府県知事が公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき、公益信託を認可するものとする。

4. 公益信託の認可の基準等

- 受託者は、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること等とする基準を設けるものとする。
 - ※ 法律上、受託者の属性についての基準は設けないものとする。
 - ※ 受託者の「経理的基礎及び技術的能力」について、受託者には、公益事務、信託財産及び公益信託事務の計画の内容等に応じて、信託財産を管理する能力（財務基盤を含む）、公益信託事務を事務処理する体制（運営委員会等の設置を含む。）が求められることを踏まえて判断する必要がある。具体的な基準について、内閣府令で策定することも検討する。
- 公益信託の信託行為の内容を証する書面、事業計画書及び収支計画書の内容に照らし、その存続期間を通じて公益信託事務が処理される見込みがあること。

- 信託管理人は、受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をする能力を有するものであること等とする基準を設けるものとする。
- 公益信託事務に係る収入がその実施に要する適正な費用との均衡が見込まれるものであること等の公益信託事務の処理に関する基準を設けるものとする。
- 公益信託の終了時に類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者、当該公益信託の目的とする公益事務と類似の公益目的事業を行う公益法人等に残余財産を帰属させる旨の定めを信託行為に置かなければならない等の基準を設けるものとする。
- 公益信託に係る信託の変更、新受託者及び新信託管理人の選任等の公益信託認可に係る事項の変更をするときは、受託者（当該新受託者を含む。）は、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならず、当該認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。ただし、内閣府令で定める軽微な信託の変更等については届出で足りるものとする。

5. 公益信託事務の処理等

- 受託者について、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、その公益信託事務を行うに当たって、公益信託事務の収入及び費用の均衡に関する規律や使途不特定財産額（仮称）の制限に関する規律を定めるものとする。
- 公益信託の受託者について、財産目録の備置き及び閲覧、財産目録等の提出に関する規律を定めるものとする。

6. 公益信託の監督

- 公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、公益信託の受託者に対する報告徴求及び検査、勧告及び命令並びに公益信託認可の取消し等に関する監督の規定を設ける。

7. 第三者委員会に対する諮問等

- 公益性の判断等に関する公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関への諮問等の規定を設ける。

8. 移行措置等

- 施行の際に既に存在する公益信託について、行政庁による公益信託認可の基準に即した移行認可を受けることにより新公益信託法下の公益信託として効力を有するものとする等と検討する。
- 新公益信託法の規律や行政庁による監督を前提に信託業法の規制をどこまで除外することができるかを含め、公益信託の引受けに関する信託業法の適用関係を整理することを検討する。